

ネットワークキャンパス東京（NC 東京）使用にあたってのお願い

甲南大学ネットワークキャンパス東京（以下「NC 東京」とします。）をご使用の際は、次のことを遵守して下さい。ご理解のほどお願い申し上げます。

1. 使用目的

NC 東京は、次の目的のために使用することができます。

- (1) 就職活動
- (2) 大学及び高等学校・中学校が主催する各種講座、説明会、授業、その他教育活動
- (3) 学会・研究会、公開講座
- (4) 甲南学園又はフランス甲南学園トゥレーヌの卒業生、各種同窓会に所属する同窓生同士の交流・イベント
- (5) その他、NC 東京所長が認めた場合

2. 使用時間

使用時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時まで、土曜日の午前9時から午後1時までとします。ただし、NC 東京所長が認めた場合、使用時間を延長することができます。延長する場合であっても、平日は午後9時、土曜日は午後5時を超えた使用はできません。

また、平日および土曜日が本学の定める休務日に該当する場合の使用はできません。

なお、1回の使用にあたり原則3時間（準備・原状回復にかかる時間を含む）が上限となります。

3. 使用料

NC 東京の施設及び設備の使用料は、無料とします。

4. 使用対象者

NC 東京の使用は、次の者又は団体に限ります。

- (1) 甲南大学学生及び甲南高等学校・中学校生徒
- (2) 甲南学園専任教職員
- (3) 甲南学園又はフランス甲南学園トゥレーヌの卒業生及び各種同窓会の会員
- (4) その他、NC 東京所長が認めた者又は団体

5. 会議室の使用手続

○前項（1）又は（2）以外の者で、NC 東京の会議室の使用を希望する者（団体にあつてはその責任者）（以下「使用責任者」とします。）は原則として使用を希望する日の6ヶ月前の同日から、

10日前までに所定の使用申請書をNC 東京所長に提出してください。

○飲食を伴う使用の場合、使用申請書にその旨を記載してください。なお、飲食物の手配は、使用者が自ら手配するものとします。なお、お持ち込みになられた飲食物に関する責任は、当該使用

者がすべて負担するものとします。

○使用の変更又は取消しがある場合、使用責任者が、原則として使用日の3日前までに、NC 東京所長に申し出てください。

6. 使用をお断りする場合

次に該当する場合は、NC 東京を使用することはできません。

- (1) 政治活動（選挙又は選挙運動を含む）又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 甲南大学及び甲南高等学校・中学校の教育・研究に関係のない個人的活動を目的として会議室を使用するもの
- (4) 前各号に準ずるもの及びその他、NC 東京所長が不相当と認めたもの

7. 個人情報の利用について

ご提供いただきました個人情報は、以下の利用目的に使用し、NC 東京事務局が管理し、第三者へ開示・提供することはいたしません。

本学の個人情報の取り扱いに関する詳細は、本学 HP (<https://www.konan-u.ac.jp/privacy/>) でご確認いただけます。

【利用目的】

- (1) NC 東京の使用に関する管理・運営のため
- (2) NC 東京運営上の連絡・案内、各種案内等の送付のため

8. 遵守義務

施設保全のため、次の事項を遵守してください。遵守義務に違反した場合は、使用を停止し退出いただくことがあります。

- (1) 秩序・風紀を乱し、近隣及び他人に迷惑を与えないこと。
- (2) 建物、設備、什器備品等を破損、汚損しないこと。
- (3) 設備、什器備品等を許可なしに移動しないこと。
- (4) 指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 危険物を持ち込み使用しないこと。
- (6) 許可なくして建物内にビラ等を配布し、又はポスター等を掲示しないこと。
- (7) NC 東京所長が許可した目的以外に使用しないこと。
- (8) 割当られた会議室等以外を使用しないこと。
- (9) 使用後又は使用を中止したときは、使用場所を原状に復して返還すること。
- (10) NC 東京所長の指示に従うこと。
- (11) 甲南大学ネットワークキャンパス東京使用規程、その他定められた遵守義務に違反しないこと。

9. 通報義務

次の事項が発生した場合、直ちに通報してください。

- (1) 建物、設備、什器備品等を滅失、破損又は汚損した場合

- (2) 火災、風水害、盗難、その他の異変があった場合
- (3) その他、緊急処置が必要と認められる事由が発生した場合

10. 損害賠償及び免責

- (1) 故意又は重大な過失により NC 東京内外の建物、設備、什器備品等を破損、滅失若しくは汚損した場合は、その損害について全額賠償請求いたします。
- (2) その他、本遵守義務に違反したことによって、本学が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- (3) NC 東京使用中の展示物及び使用者が持ち込まれた物（貴重品を含む。）等の盗難、紛失、毀損事故については、その原因の如何を問わず本学は一切の責任を負いません。
- (4) 天災事変、関係各省庁からの指導、その他本学の責に帰さない事由により使用を中止となった場合、その損害については一切の責任を負いません。
- (5) 暴風警報等の発表、地震発生等により、本学が閉館・臨時休業措置等を行った場合、それに伴って発生した損害については一切の責任を負いません。

11. 使用後の原状回復

使用後又は使用を中止したときは、使用場所を使用前の状態まで原状回復してください。

使用終了にあたり、飲食、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やごみ等は、すべてお持ち帰りください。

12. お預かり品について

- 現金・貴重品のお預かりは行っておりません。荷物の管理は、使用者の責任においてお願いします。お忘れ物は、特に指定のない限り、原則として当日のみ保管し、その後法令の定める手続きを取らせていただきます。なお、食品類や生花などの腐敗する恐れがあるものは、原則として即日廃棄いたします。
- NC 東京所長が特に認めた場合以外は、使用者の備品等のお預かりは行っておりません。また、NC 東京所長が認めた場合であっても、万一荷物に損害が生じた際は、その責任を負いかねますので予めご了承ください。

13. その他

- 台風、地震発生等の発生により鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった者が発生した場合、NC 東京所長の指定した場所を帰宅困難者の一時待機場所にする場合があります。その際、会議室使用の中止をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- 使用中は、使用者側の責任の下に防災・防犯の安全確認を行ってください。また、NC 東京内には、危険物のお持ち込みは一切できません。

附則

この定めは、令和5年11月17日から施行する。